

県営住宅における優遇制度が変わります

県営住宅は年4回の定期募集により入居者を募集しています。

優遇世帯（高齢者、母子家庭等）には抽選番号を2個交付するなどの措置がありますが、より住宅に困窮する世帯に対応するため、次のとおり入居制度を変更します。

（平成26年10月定期募集より実施）

1 倍率優遇方式における当選率について

定期募集において、複数の世帯区分に該当する世帯が一般住宅に応募する場合に、抽選番号を4個交付します。（変更前は1以上の世帯区分に該当すれば2個交付）

この優遇措置の該当となる世帯区分は次の7種です。

- 高齢者世帯, ○障害者世帯, ○母子・父子世帯, ○多子世帯,
- 子育て世帯, ○DV被害者, ○犯罪被害者

（変更後の抽選番号交付一覧）

一般世帯	優遇世帯以外の世帯	抽選番号 1個交付
優遇世帯	優遇世帯のうち、1つの要件に該当する世帯 （例）高齢者世帯、母子世帯 等	抽選番号 2個交付
	優遇世帯のうち、複数の要件に該当する世帯 （例）高齢者かつ障害者世帯、母子かつ多子世帯 等	抽選番号 4個交付

※ 過去2年間における4回以上落選者は、これまでどおり、上記に加えて抽選番号を1個付加します。

2 実施時期

平成26年10月定期募集より実施します。

倍率優遇方式において抽選番号4個交付の適用を受けようとする場合は、**申込書の世帯区分及び申告事項を必ず記入してください。また、間違っ**て記入した場合、**失格となる場合がありますのでご注意ください。**

3 お問い合わせ・お申し込み先（県営住宅指定管理者）

一般財団法人 茨城県住宅管理センター 水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

電話 029-226-3350（平日 8:30~17:15）

HP <http://www.ijkc.jp> 「茨城県営住宅」で検索